

令和7年度答申第48号
令和7年10月20日

諮問番号 令和7年度諮問第56号及び第57号（いずれも令和7年9月9日諮問）
審 査 庁 特許庁長官
事 件 名 国内書面の提出手続却下処分に関する件及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許協力条約（1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。以下同じ。）に基づく国際出願であって、日本国における外国語でされた特許出願とみなされた国際出願の出願人である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許法（昭和34年法律第121号）184条の4第1項本文に規定する期間内に同条3項に規定する日本語による翻訳文を提出できなかったことについて正当な理由があると主張して、同法184条の5第1項に規定する書面を提出する手続（以下「本件国内書面提出手続」という。）及び同法184条の4第1項本文に規定する日本語による翻訳文を提出する手続（以下「本件翻訳文提出手続」といい、本件国内書面提出手続と併せて「本件各提出手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件各提出手続を却下する処分（以下「本件各却下処分」と

いう。)をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 国際出願による特許出願

特許法 184 条の 3 第 1 項は、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願（以下「国際特許出願」という。）とみなす旨規定する。

(2) 国内書面の提出

特許法 184 条の 5 第 1 項は、国際特許出願の出願人は、出願人の氏名等を記載した書面（以下「国内書面」という。）を、優先日（特許協力条約 2 条 (xi) の優先日（優先権の主張の基礎となる出願の日）をいう。）から 2 年 6 月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(3) 明細書等の翻訳文の提出

特許法 184 条の 4 第 1 項本文は、外国語でされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、同法 184 条の 3 第 1 項に規定する国際出願日における明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

また、同法 184 条の 4 第 1 項ただし書は、国内書面提出期間の満了前 2 月から満了の日までの間に国内書面を提出した外国語特許出願（国内書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあっては、国内書面の提出の日から 2 月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる旨規定する。

(4) 国際特許出願の取下擬制とその救済

ア 特許法 184 条の 4 第 3 項は、国内書面提出期間（同条 1 項ただし書の外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内に明細書及び請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかったときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす旨規定する。

同条 4 項（令和 3 年法律第 42 号による改正前のもの。以下同じ。）は、同条 3 項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができ

なかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができると規定し、同条5項は、同条4項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなすと規定する。

イ 特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）38条の2第2項（令和5年経済産業省令第10号による改正前のもの。）は、特許法184条の4第4項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなった日から2月とすると規定している（特許法184条の4第4項の規定により翻訳文を提出する場合には、当該期間内に経済産業省令で定めるところにより回復理由書を提出しなければならない。）。

（5）不適法な手続の却下

特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定し、同条2項は、同条1項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

（1）審査請求人は、令和3年1月15日、A国における特許出願を優先権の基礎とする出願とし、発明の名称を「B」とする発明につき、特許協力条約に基づき、優先日を令和2年1月15日、C特許庁を受理官庁として、外国語により国際出願（国際出願番号：a。以下「本件国際出願」という。）をした。本件国際出願は、指定国に日本国を含むものであり、特許法184条の3第1項の規定により、令和3年1月15日（国際出願日）にされた特許出願（出願番号：特願b。以下「本件国際特許出願」という。）とみなされた。

これにより、国内書面提出期間は、令和4年7月15日までとなったが、当該期間内に、処分庁に対して明細書等翻訳文は提出されなかった。

（国内書面、国際出願翻訳文提出書、回復理由書、国際公開）

（2）審査請求人は、処分庁に対し、本件国際特許出願について、国内書面提出期間の経過後である令和4年7月25日、国内書面を提出し（本件国内

書面提出手続。以下提出された書面を「本件国内書面」という。）、同年
8月10日、国際出願翻訳文提出書を提出した（本件翻訳文提出手続。以下
提出された翻訳文を「本件翻訳文」という。）。

（国内書面、国際出願翻訳文提出書）

- （3）処分庁は、本件各提出手続について、令和4年11月30日付けで、審査請求人に対し、本件国際特許出願は、特許法184条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされ、国内書面提出期間の経過後にされた本件各提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定により却下すべきである旨の通知（以下「本件各却下理由通知」という。）をした。

（各却下理由通知書（令和4年11月30日付け））

- （4）審査請求人は、処分庁に対し、令和5年2月1日、明細書等翻訳文を国内書面提出期間内に提出することができなかったこと（以下「本件期間徒過」という。）について正当な理由があるとして、経済産業省令で定めるところにより回復理由書を提出し、同月2日、回復理由書を補足する手続補足書を提出した。また、審査請求人は、本件各却下理由通知について、処分庁に対し、同日、特許法18条の2第2項に規定する弁明書をそれぞれ提出した。

（回復理由書、手続補足書、特許法18条の2第2項の各弁明書）

- （5）処分庁は、令和5年7月5日付けで、審査請求人に対し、上記の回復理由書の内容を検討したものの、本件期間徒過に正当な理由があるとはいえないとして、本件翻訳文提出手続について再度却下理由を通知し、審査請求人は、同年9月12日付けで、処分庁に対し、再度特許法18条の2第2項に規定する弁明書を提出した。

（却下理由通知書（令和5年7月5日付け）、特許法18条の2第2項の弁明書）

- （6）処分庁は、令和5年12月4日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件国際特許出願は、特許法184条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされ、国内書面提出期間の経過後にされた本件各提出手続は、特許庁に係属していない出願に係る不適法なものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件各却下処分をした。

（各手続却下の処分）

- （7）審査請求人は、令和6年3月7日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服

として本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和7年9月9日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件国際出願の国内移行手続を担当した審査請求人代理人事務所（以下「本件日本事務所」という。）の弁理士（以下「本件担当弁理士」という。）は、補助者2名（このうち本件日本事務所における期間管理の担当者を以下「本件補助者」といい、残る補助者と併せて「本件補助者ら」という。）に対し、十分な管理・監督を行い、期間徒過を回避するための相応の措置を講じていた。

具体的には、①本件日本事務所においては、期間管理について、手続と期限を電子メールの本文に明記して依頼者及び担当弁理士に送信し、いずれも紙媒体である、分類ごとの期限管理簿、時系列に列挙した期限管理簿及び事件ファイルの表紙（以下併せて「期限管理簿等」という。）に期限を記録し、手続が完了したときは、手続日を記録する等の方法を採用しており、本件日本事務所の創立以来50年、一度も期間徒過が生じていないこと、②本件補助者は、特許事務所における職務経験が24年以上あり、本件より前に期間徒過の事故が生じたことは1度もなかったこと、③本件担当弁理士は、本件補助者らと毎週ミーティングを行い、手続の期限及び進捗状況について、報告を受けて確認を行っていたこと、④本件担当弁理士及び本件補助者らは、数メートル内にパーティションのないデスクを並べ、本件担当弁理士は、本件補助者らの業務遂行を眼前で確認しながら、必要に応じ、いつでも、直接的に管理・監督を行っていたことなどが挙げられる。

- (2) 本件補助者が、国内書面提出期間の満了日（以下「満了日」という。）を正しく認識し、対外的に明示しつつ、自覚なく期限管理簿等の誤記入（以下「本件誤記入」という。）をしていたことは、容易に想定できず、本件期間徒過は予測できないものであった。
- (3) 本件国際出願は、8か国に移行され審査に係属している重要なものであり、本件日本事務所における軽微な手続のミスにより、保護が受けられないとすれば、本件期間徒過に関し、出願人である審査請求人には何の過失

もないにもかかわらず、計り知れない不利益を被ることとなる。

- (4) 日本以外の多くの国において、故意でなく期間を徒過した場合は特許法条約による権利の回復が認められ発明保護の実効性が担保されている一方で、日本では過度に厳しい「正当な理由」を要求しており、その結果、形式的な軽微な期間徒過についても大半のケースで回復が認められておらず、特許法条約12条の趣旨が実現されていない。特許法の令和3年法律第42号による改正における期間徒過後の権利回復の要件の趣旨に鑑み、本件の救済を認める旨の妥当性のある判断を下すべきである。
- (5) 以上から、本件各却下処分は特許法184条の4第4項の規定に違反しており、違法であるため、本件各却下処分を取り消すとの裁決を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 「正当な理由」について

特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」は、平成23年法律第63号による改正により規定されたものであり、第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「D u e C a r e」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかったときをいうと解される（知的財産高等裁判所平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号））。

そして、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、国内書面提出期間の徒過が国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、国内書面提出期間の徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない。

なお、「正当な理由」の存在の主張立証責任は審査請求人にあると解される。

2 本件期間徒過における「正当な理由」の有無

- (1) 本件補助者は、A国法律事務所（以下「現地代理人事務所」という。）及び本件担当弁理士に対し、本件各提出手続の依頼を承諾する旨の電子メールを送信する際には、満了日を令和4年7月15日と記載し、他方で、期限管理簿等には同年8月15日と誤記入した。その後、本件担当弁理士

が同年7月25日に本件国内書面提出手続をしたことから、同人は電子メールではなく、期限管理簿等に依拠して本件各提出手続をしたものと認められる。このように、期限管理簿等の集約された客観的な資料に基づいて手続を進めること自体については、ある程度の合理性があるものと考えられる。しかしながら、そもそも期限管理簿等の記入が正確であるかどうかについて、本件日本事務所（本件担当弁理士）において確認を行ったことはうかがえない。

特に、本件期間徒過は、国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を生じさせるものであることから、満了日の確認及び記録は、特に注意して、正確に行われる必要がある。期限管理簿等への記入に当たっては、単なる誤記のほか、別件との誤認、文字の不鮮明等、多様な不備、誤りの発生が想定されるのであるから、審査請求人が上記第1の3（1）の②において主張するような補助者の経験に依存することなく、少なくとも、記入した者とそれ以外の者がダブルチェックを行うなど、正確な満了日が正しく記録されたことを確認する措置が採られなければ、本件期間徒過を回避するために必要かつ十分な措置とはいえない。例えば、審査請求人が主張する措置（本件補助者が正確な満了日を現地代理人事務所及び本件担当弁理士に電子メールで伝えたこと）は、関係者間において認識の相違がないことを確認する上では意味がある（他方、送信された電子メール自体は、本件において依拠されていないなど、期限の「管理」においては格別の効果を有しない。）ものの、当該電子メールの受信後、本件日本事務所内において、期限管理簿等に記入された満了日と、（依頼者と共通認識になっているであろう）電子メールに記載された満了日を突合するような体制が採られていたものとは認められず、国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を防止する上で、審査請求人が主張する上記第1の3（1）の①の措置は、ぜい弱なものであるといわざるを得ない。

また、仮に、上記第1の3（1）の③のミーティングにおいて、正確な満了日を確認していたとしても（なお、当該確認が行われた事実の存在は、明らかではない。）、期限管理簿等と対照し、正確な満了日が反映されなければ意味がない。

そのほか、一件記録を精査しても、本件日本事務所（本件担当弁理士）において、本件期間徒過を回避するための措置が講じられていたものとは認められない。

したがって、本件日本事務所（本件担当弁理士）においては、国内書面提出期間の徒過による国際特許出願のみなし取下げという極めて重大な結果を回避するために必要かつ十分な措置が採られたとはいえず、相当な注意を尽くしていたものとは認められない。

- (2) 審査請求人は、上記第1の3(2)の主張をするが、記録の誤りは多様に想定されるため、審査請求人の主張に理由はない。

また、上記第1の3(1)の④は、補助者に対する一般的な指揮監督について述べるにすぎず、前記の判断を左右しない。

- (3) 審査請求人は、上記第1の3(3)の主張をするが、出願人が自らの判断に基づき、第三者に委任して手続することとした以上、委任を受けた第三者に特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」があるといえない状況の下で、国内書面提出期間を徒過した場合には、当該出願人について「正当な理由」があるとはいえないと解すべきであり（最高裁判所昭和33年9月30日第三小法廷判決・民集12巻13号3039ページ、知的財産高等裁判所平成22年9月22日判決参照）、「正当な理由」があるというためには、上記第2の1のとおり、特段の事情がない限り、出願人のみならず、出願人の代理人についても、相当な注意を尽くしていたことが必要というべきであり、審査請求人の主張は理由がない。

- (4) その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件期間徒過について、出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件国内書面提出期間内に本件翻訳文を提出することができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

- (5) 以上によれば、本件期間徒過について、特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」があるということとはできない。

したがって、本件翻訳文提出手続は、同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、本件各提出手続は、本件国際特許出願のみなし取下げ（同条3項）により客体が存在せず、不適法な手続であって、補正をすることができず、特許法18条の2第1項本文の規定に基づき、これを却下した本件各却下処分は適法である。

- 3 その他、一件記録を精査しても、本件各却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

- 4 以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年9月9日、審査庁から諮問を受け、同月12日、同年10月2日及び同月9日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年9月26日、主張書面の提出を受け、審査請求人から、同月30日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件では、反論書の提出（令和6年8月19日）から審理手続の終結（令和7年8月14日）まで約1年の期間を要している。このような期間を要したことについて、審査庁は、本件固有の特段の事情があるわけではないが、今後は迅速な手続となるよう、計画的な案件の管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 本件各却下処分は、本件各提出手続が「不適法な手続であつて、その補正をすることができないもの」（特許法18条の2第1項）であること、すなわち、本件期間徒過について、特許法184条の4第4項に規定する「正当な理由」が認められなかったことにより、本件国際特許出願が同条3項の規定により消滅したものとみなされる結果、本件各提出手続には客体が存在しないとしてされたものである。

そこで、上記「正当な理由」の有無について、以下検討する。

「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）によれば、特段の事情のない限り、国際特許出願を行う出願人（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて国内書面提出期間内に明細書等翻訳文を提出することができなかつたときをいうものと解するのが相当であると判示されている。

上記判決で示された判断の枠組みは、出願人や代理人として、期間内に手続書面を提出するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、

手続書面を期間内に提出することができなかった事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する特許法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４２号）の施行等、特許法１８４条の４第４項を巡る昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、出願人（又はその代理人）の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような枠組みに基づき検討する。

- （２）本件期間徒過に至る経緯は、回復理由書及び手続補足書（令和５年２月２日付け。添付書類を含む。）によれば、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、令和４年６月２８日、現地代理人事務所を介し、本件日本事務所に対して、審査請求人の本件国際特許出願について、国内書面提出期間の満了日である同年７月１５日までに日本への国内移行手続を行うよう電子メールで依頼した。

イ 本件補助者は、令和４年７月７日、審査請求人の依頼を承諾する旨及び満了日である同月１５日までに国内書面を提出する旨の電子メールを作成し、現地代理人事務所及び本件担当弁理士に送信した。

本件補助者は、上記電子メールを送信する際に、期限管理簿等に満了日を記入したが、令和４年７月１５日と記入すべきところ、誤って同年８月１５日と記入してしまった（本件誤記入）。

ウ 本件担当弁理士及び本件補助者らは、期限管理簿等に基づき期間管理を行っていたため、本件の満了日を令和４年８月１５日であると誤信して、国内書面を提出しないまま満了日である同年７月１５日が経過した。

エ 本件担当弁理士は、処分庁に対し、令和４年７月２５日、本件国内書面を提出し、同年８月１０日、本件翻訳文を提出した。

- （３）審査請求人は、上記第１の３（１）及び（２）のとおり、本件担当弁理士が本件補助者らに対して十分な管理・監督を行い、期間徒過を回避するための相応の措置を講じていたが、本件期間徒過の原因となった本件補助者による本件誤記入を本件担当弁理士において容易に想定できず、予測することができない旨主張する。

国内書面提出期間内に明細書等翻訳文が提出されなかったときは、本件

国際特許出願が取り下げられたものとみなされるという事態を招いてしまうのであるから、本件国際出願の国内移行手続を日本において受任した本件日本事務所（本件担当弁理士）には、国内移行手続を行うべき国際出願を正確に把握することができる体制を構築することが求められる。

これを本件についてみると、本件補助者は満了日を正しく認識・記憶した上で、対外的には正しい満了日を記載した電子メールを送信したものの、期限管理簿等には自覚なく誤った満了日を記入し（本件誤記入）、本件担当弁理士においても、上記電子メールではなく、本件補助者が誤った満了日を記入した期限管理簿等を基に期間管理を行い、満了日を誤信したまま本件各提出手続をしたことが認められる。

そうすると、一般的に手作業で記入する期限管理簿等への誤記入は容易に想定されるものであるから、少なくとも、本件補助者が送信した電子メールに記載された満了日と本件補助者が記入した期限管理簿等の満了日について、第三者である本件担当弁理士又は他の補助者がこれらを照らし合わせるなど、複数名での確認作業を行う体制を構築することが求められるところ、一件記録をみても、本件日本事務所において、期限管理簿等に記入された満了日が正確かどうかを記入者以外の者が確認する措置が採られていたとは認められない。その結果として、本件期間徒過が発生したことは明らかであり、本件日本事務所（本件担当弁理士）において、本件補助者らを適切に指導及び監督するなどして国内移行手続の進捗状況や満了日を正確に把握できる体制を構築していたとは認められないというべきである。

よって、本件日本事務所（本件担当弁理士）においては、本件国際特許出願の日本国への国内移行手続を受任した者として、本件期間徒過という事態を回避するために必要かつ十分な措置を講じたこととはうかがわれず、本件期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないことは明らかであるから、本件期間徒過について、特許法 184 条の 4 第 4 項に規定する「正当な理由」があったとはいえない。

- (4) また、審査請求人は、上記第 1 の 3 (3) の主張をするが、上記 (1) のとおり、「正当な理由」があるというためには、出願人のみならず、出願人の代理人についても相当な注意を尽くしていたことが必要であるから、審査請求人の主張は採用できない。

さらに、審査請求人は、上記第1の3（4）のとおり主張するが、「正当な理由」の解釈については、上記（1）で述べたとおりであり、審査請求人の主張は採用できない。

- （5）以上によれば、本件国際特許出願は、特許法184条の4第4項の要件を満たさず、同条3項により取り下げられたものとみなされる結果、本件各提出手続は、客体の存在しない不適法な手続であって、その補正をすることができないものである。

したがって、本件各却下処分に違法又は不当な点は認められない。

- （6）本件国内書面提出手続を却下する処分の通知書の「1. 手数料の返還について」には、「なお、返還請求できる期間は、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内です。」と記載されている。

過誤納の手数料の返還については、特許法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（特許法195条12項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができるとされている（特許法195条13項）。

本件国内書面提出手続についてみると、審査請求人が国内手数料（特許法184条の5第1項、同法195条2項）を納付したのは令和4年7月25日付けであり、本件国内書面提出手続に係る却下処分の通知書（令和5年12月4日付け）によって請求により返還する旨を示したときには、納付の日から既に1年以上経過していたのであって、特許法195条13項に該当しない限り、同条12項により返還を請求することができないのは明らかである。しかし、上記の通知書の記載をみると、当該却下処分の謄本の送達があった日から6月以内であれば請求することができると解され、過誤納の手数料の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

これまで、特許料等の同様の取扱いについて、当審査会の累次の答申でも指摘しているところであるが、令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下された手続に係る特許料等は、過誤納の手数料等の返還規定（特許法195条11項及び12項）を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広く浸透していることに鑑みる

と、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない旨の回答を得ている。これを踏まえ、同答申においては、処分庁の取扱いが手続者を利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実となっていることがそれを正当化する理由にはならないことを指摘の上、処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨言及している。

また、令和6年度答申第18号においては、上記について、審査庁を通じて処分庁に対応状況を確認したところ、従前に慎重な検討を重ねた結果、現行の運用を維持することとしているとの回答を得ている。

しかしながら、過誤納の特許料等の返還に係る運用が特許法の関係規定に基づかないものとなっている実態に変わりはないことから、審査庁は、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	